

第2部

令和6年度において 防災に関してとった 措置の概況

第1章

法令の整備等

第2章

科学技術の研究

第3章

災害予防

第4章

国土保全

第5章

災害復旧等

第6章

国際防災協力

概要

1 法令の整備等

「令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」（令和6年政令第178号）、「令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令」（令和6年政令第241号）、「令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令」（令和6年政令第397号）、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令等が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

公的機関職員・一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制及び災害対応に係る整備並びに学校施設等の建築物の耐震化を推進した。また、災害に強い地域づくりなどを実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

令和6年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

(2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業等について実施した。

(3) 財政金融措置

株式会社日本政策金融公庫等からの融資、地方公共団体への財政融資資金からの貸付、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等並びに財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

東日本大震災を始めとする災害に対して、農林水産業分野や国土交通分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力並びに国連・国際機関等への拠出により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行った。

令和6年度防災関係決算額等集計表

(単位：百万円)

府省庁名/区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	国際防災協力	計
内閣官房	(内数)	288	－	－	－	288
内閣府	(内数)	96,257	－	121,447	265	217,969
警察庁	－	36,589	－	172	－	36,761
金融庁	－	－	－	40	－	40
消費者庁	－	(内数)	－	189	－	189
こども家庭庁	－	(内数)	－	－	－	(内数)
デジタル庁	－	252	－	－	－	252
復興庁	－	－	－	19,866	－	19,866
総務省	－	2,682	－	－	(内数)	2,682
消防庁	436	15,079	－	1,899	52	17,466
法務省	－	43,117	－	24	－	43,141
外務省	－	－	－	－	1,100	1,100
財務省	－	10	－	4,299	－	4,309
文部科学省	4,477	50	－	5,777	(内数)	10,304
文化庁	－	(内数)	－	(内数)	－	(内数)
厚生労働省	－	4,356	－	4,683	－	9,039
農林水産省	－	1,436	33,069	128,178	－	162,683
経済産業省	－	3,961	3,768	37,356	－	45,085
国土交通省	289	8,507	131,883	639,237	200	780,116
気象庁	1,040	53,336	－	－	－	54,376
海上保安庁	194	227,271	－	51	6	227,522
環境省	－	5,217	102,715	84,352	－	192,284
原子力規制庁	1,930	5,507	－	－	－	7,437
防衛省	－	608,979	－	174	－	609,153
合計	8,366	1,112,894	271,435	1,047,744	1,623	2,442,062

(注)

1. 令和6年度における防災関係決算額を、各項目毎に四捨五入（百万円未満）し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
2. 合計額は、防災施策関係の額を特定できるものについての合計である。
3. 「(内数)」は内数表記のみのため合計額を記載していない。
4. 単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

第1章 法令の整備等

令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（令和6年政令第178号）

特定非常災害により期限までに履行できなかった義務（特定義務）について、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）により定めた免責期限までに履行されたものについては不履行の責任を問わないものとする措置を講じていたところ、被災自治体等の要望を踏まえ、一部の義務について、免責期限を延長した。

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令（令和6年政令第241号）

有効期限の満了日のある許認可等の行政上の権利利益（特定権利利益）について、特定非常災害により更新等の手続をとれない場合があること等から、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により定めた延長期日まで満了日を延長できることとする措置を講じていたところ、被災自治体等の要望を踏まえ、一部の特定権利利益について、延長期日を更に延長した。

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第397号）

令和6年能登半島地震による災害について、「災害対策基本法」第102条第1項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を令和7年度まで延長するとともに、令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害についても、令和7年度まで同様の措置が受けられるようにするもので、令和6年12月に施行された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第157号）

東日本大震災に係る「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和8年3月31日まで延長するもので、令和7年4月に施行された。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第74号）

令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害について、「災害対策基本法」第102条第1項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を令和7年度まで延長するもので、令和7年3月に施行された。

激甚災害に関する政令

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令として、以下の10政令を制定した。

- ・「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」（令和6年政令第249号）
令和6年政令第4号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期間を1年間（令和7年7月末まで）延長するもので、令和6年7月に施行された。
- ・「令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第277号）
- ・「令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第318号）
- ・「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激

甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和6年政令第328号)

- ・「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和6年政令第329号)
- ・「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」(令和6年政令第398号)

令和6年政令第4号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例期間を6か月間(令和7年6月末まで)延長するもので、令和6年12月に施行された。

- ・「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」(令和7年政令第41号)

令和2年政令第250号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例期間を1年間(令和8年2月末まで)延長するもので、令和7年2月に施行された。

- ・「令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」(令和7年政令第44号)

令和6年政令第277号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、1年間(令和8年3月10日まで)延長するもので、令和7年3月に施行された。

- ・「令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和7年政令第47号)
- ・「令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和7年政令第92号)

第2章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星を運用し、例えば令和7年2月の岩手県大船渡市の林野火災等の災害に関し、撮像した被災地域の画像について、関係機関への提供や加工処理した画像のウェブサイト上での公開を行い、被災状況の早期把握等に貢献した。

(2) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)、統合イノベーション戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

① 戦略的イノベーション創造プログラム (S I P)

「戦略的イノベーション創造プログラム (S I P)」第3期の「スマート防災ネットワークの構築」において、衛星、AI、ビッグデータ、デジタルツイン等の最新の科学技術を最大限活用し、国民一人一人の確実な避難や広域経済活動の早期復旧等を実現するため、国や地方自治体の災害対応に関する意思決定を支援するための情報システム等の研究開発及び社会実装の取組を推進した。

② 研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム (B R I D G E)

「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム (B R I D G E)」において、個人情報・公的情報等を安全に活用可能な被災者支援AIサービスの開発基盤の構築(文部科学省)、AIやリモートセンシング技術による高精度な降雨・洪水予測(国土交通省)など、防災・減災に資する技術の研究開発及び社会実装に向けた取組を推進した。

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、電波や光を用いて広範囲の大気状況や地表面の様子を迅速に把握するリモートセンシング技術に関する研究開発を行った。また、総務省では膨大なリモートセンシングデータをリアルタイムで伝送するための研究開発を進めた。

(4) レジリエントICTに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害に強い情報通信技術に関する研究開発及び防災訓練などで利用推進を行った。その成果として「ナーブネット (NerveNet)」が和歌山県白浜町、宮崎県延岡市等にて基地局の増設により強化・拡大されたほか、ネパールの山間部でも運用が開始された。また、戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 第3期「スマート防災ネットワークの構築」においては、公衆通信途絶環境下でも接近時通信により情報共有を維持するシステム「機関横断情報通信システム (X-I C S)」の研究開発を進め、災害対処訓練において連携・検証等を行った。

(5) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行った。

(6) 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費制度)の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費制度)により、AIの活用を含めたDXに関する研究開発を始め、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発、「統合イノベーション戦略2023」(令和5年6月9日閣議決定)等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を行った。

(7) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁においては、大規模自然災害時におい

てより多くの国民の生命を守るため、要救助者を迅速かつ安全に救助するための現場対応型情報収集システム及び情報分析・評価手法の開発並びに自力避難困難者の円滑かつ安全な避難に関する研究開発等を行った。

(8) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)、先進レーダ衛星「だいち4号」(ALOS-4)等を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献した。

(9) デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、社会を構成する多様な主体が科学的知見に基づく適切な意思決定が行えるよう、防災・減災に係るデータの統合・流通基盤の整備、復旧・復興までのモデル化・シミュレーション技術の開発、ハザード・リスク評価及び対策・対応プロセスに関するシミュレーションを活用した研究開発を推進し、その成果を統合・可視化させた情報プロダクトを生成・利活用するための基盤整備を実施した。

(10) 防災・減災のための基礎・基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地震・津波・火山、気象災害等やそれらが複合した災害の被害軽減に向けた研究開発を実施した。具体的には、陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)のデータを活用した地震動等の情報を即時的・逐次的に提供するための研究開発、大地震・巨大地震の長期予測・推移予測のための研究開発、火山災害の即時・推移予測技術等の研究開発及びマルチセンシング技術・シミュレーション技術を活用した気象災害の予測技術・ハザード評価技術の研究開発を実施した。

(11) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・

高温耐性品種の育成並びに、作物の気象災害の防止技術に関する研究及び農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行った。

(12) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行った。

(13) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減及び復旧に関する研究開発課題に取り組んだ。

(14) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止に係る技術開発を進めることにより、海難事故を削減するため、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行った。

(15) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラや航空機SAR等を用いた、地震、水害、火山噴火等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行った。

(16) 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりに関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることへの対応として、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための研究開発を行った。

(17) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象

業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、台風や線状降水帯等による集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行った。

(18) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する研究

環境省においては、環境研究総合推進費により、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、気候変動適応及び緩和、並びに生物多様性保全を同時実現する方法及び評価手法の確立に関する研究を推進した。

(19) 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

環境省においては、「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）に基づき公表する気候変動影響評価報告書において活用することを目的として、令和6年度には、科学的知見の収集・整理や評価方法の検討等を行った。また、気候変動影響により気象災害の更なる激甚化が予測されていることから、気候変動を踏まえた将来の気象災害の影響評価を行った（後掲 第3章1-4（88））。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）―」（令和元年5月31日地震調査研究推進本部決定）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進した。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行った。

(2) 南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域のうち、まだ観測網を設置していない

西側の海域（高知県沖から日向灘）に新たに南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）を構築し、得られた観測データを地震・津波研究へ活用するとともに、気象庁の各種業務への活用を進めた（後掲 第2章3-1（1））。

(3) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（DONET）、新たに整備中の南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の一部及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を運用した。また、首都圏の揺れを詳細に観測し直下の地震活動等を高精度に把握することを目的とした首都圏地震観測網（MeSONET）を運用した（後掲 第2章3-1（2））。

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第3次）の推進について（建議）」（令和5年12月22日科学技術・学術審議会決定）に基づいた5か年計画（令和6～10年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明、地震活動の予測等、津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、南海トラフ沿いの巨大地震など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」により成果創出を目指した。

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、「通常と異なる現象」が観測された場合の地震活動の推移を科学的に評価する手法開発や、被害が見込まれる地域を対象とした防災対策の在り方などの調査研究により、地震被害の軽減を図るため、「防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト」を実施した。

また、これまで蓄積されてきた多様かつ大規模な地震データ等を活用し、IoT・ビッグデータ・AIといった情報科学分野の科学技術を取り入れた調査研究等を行い、従来の地震調査研究に革新的な知見をもたらすことを目指し、「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト」を実施した。

(6) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備及び海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施した。また、観測データをもとに、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行った。さらに、海域火山の活動を把握するために海域火山活動観測システムを開発した（後掲 第2章5（5））。

(7) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形・地質学及び地球物理学的手法を用いて社会的に重要な陸域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明した。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行った。

(8) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、南海トラフ地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の海溝型巨大地震・津波の発生履歴解明及び津波波源の推定を行った（後掲 第2章3-1（3））。

(9) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地震動予測などを高度化するため、地下地質の三次元モデル構築を進めるとともに、地質や地盤による地震動特性の違いに関する研究を行った。また、震源断層モデルや断層による地盤の変形メカニズムの研究を行った。

(10) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出 関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行った。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行った。

(11) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供した。また、先進レーダ衛星（ALOS-4）への対応を行った（後掲 第3章5-3（5））。

(12) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震の監視・予測技術の開発・改良に関する研究を推進した。また、南海トラフで発生する地震の規模、破壊領域及びゆっくりすべりの即時把握に関する研究等を行った。

(13) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行った。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した（後掲 第3章2-3（12）、3-3（6））。

(14) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域におけるGNSS-音響測距結合方式の海底地殻変動観測、驗潮による海域地殻変動監視観測及び人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動に伴う地殻変動の把握等を行った。

2-2 震災対策一般の研究

(1) 都市のレジリエンス高度化に関する研究 開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所におい

ては、今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等により引き起こされる大規模災害に対して都市における社会経済活動が確実に継続できるレジリエントな社会を目指して、実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）による震動実験及び震動実験を再現するシミュレーションを活用し、都市空間内の構造物等の特性が動的に変化する状態を定量的に評価する技術及びその評価結果を尺度にした都市のレジリエンスを向上させる技術の研究開発を行った。また、実験施設の保守・管理の推進及び利活用の促進並びに実験への支援を継続的に実施した。

（2）漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行った。

（3）農業用基幹施設の防災及び減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム、ため池、パイプライン等の農業用基幹施設を対象とした防災・減災技術に関する研究を行った。

（4）巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、建築物の耐震レジリエンス性能の評価対象となる部位の損傷・修復等に関する研究開発及び宅地の液状化対策技術に関する研究開発を行った。

（5）大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模地震に対する被害軽減及び早期機能回復等に貢献するため、橋梁や土工構造物を対象として、耐震性能評価に基づく被害予測の向上、耐震補強技術による被害の最小化及び致命的な被害に至りにくく速やかな応急復旧が可能となる構造の実現に向けた技術の開発を行った。

（6）港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、液状化による沈下・流動の新たな予測手法の開発及び地震学的・地盤工学的知見に基づく地震動の事後推定技術に関する研究を行った。

（7）強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

（8）重要インフラの地震等被害推定情報の即時配信システムの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生直後の情報空白期に被害の規模感を把握する「スペクトル分析情報」について安定配信を行うためのシステム改良及び配信対象者以外への配信を可能にするための改良を行うとともに、無人航空機で取得される映像を用いてAI技術により被災箇所をリアルタイムに抽出し、被災箇所の位置情報等と合わせた形で道路管理者に情報を共有するシステムのプロトタイプを作成した。

また、気象レーダ情報（XRAIN）を用いた事前通行規制手法の確立を目的として、道路管理に用いる解析雨量の精度の評価や雨量計に対する補正係数の検討を実施した。

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

（1）南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

（再掲 第2章2-1（2））

（2）海底地震・津波観測網の運用

（再掲 第2章2-1（3））

（3）海溝型地震評価の研究

（再掲 第2章2-1（8））

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波・減衰特性のモデル化に関する研究等を行った。

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農村地域の減災及び防災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地海岸やその後背地の農地の津波災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行った。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するための研究を行った。

(4) 積雪寒冷地における津波防災・減災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、海水を伴う津波に対する防災・減災に貢献するため、港湾等の構造物に作用する海水の外力推定技術やアイスジャムの形成予測技術の開発を行った。

(5) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、津波漂流物リスクの脆弱性及び対策効果の定量的評価に関する研究を行った。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風、水蒸気等を精密・迅速に計測するための電波や光を用いたリモートセンシング技術に関する研究開発及びゲリラ豪雨や線状降水帯などの災害対策に資する観測データの利活用手法に関する研究開発を行った。

(2) 風水害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害、土砂災害等の気象災害の被害を軽減するため、レーダー技術等を活用したマルチセンシング技術及び数値シミュレーション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や発生メカニズムの解明及び観測技術に関する研究を進めるなど、気象災害の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施した。

(3) 豪雨時の農村地域の防災・減災に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農村地域の豪雨災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

(4) 豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流・森林の強風害の発生機構、流木対策及び森林の崩壊防止機能に関する研究を行った。

(5) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行った。

(6) 水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、流域治水を推進し水災害の防止・軽減等に貢献す

るため、将来の水災害外力の想定、流域治水による取組の実現や効果の評価、適切な洪水リスク情報の提供及び社会の強靱化に向けた技術の開発を行った。

(7) 気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、気候変動下における河川が持つ多様な機能の確保及び防災・減災に資する河川の管理に貢献するため、令和4年度に拡充した研究内容に沿って、自然史・社会史両面から検討を深め、研究課題の整理及び必要な技術の開発を進めた。

(8) 顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、土砂災害の防止・軽減等に貢献するため、顕在化した土砂災害危険箇所の抽出やハザードエリア設定及び適切な事前対策工の実施に向けた技術の開発を行った。

(9) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による研究開発等

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究、効果的な能力育成、効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進した。

(10) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、機動的な高潮評価技術の開発、港内施設的设计波浪外力の算定法に関する研究及び海面上昇・波高増大が外郭施設に及ぼす影響に関する研究を行った。

(11) 土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土砂・洪水氾濫による被害範囲を高精度に予測するため、幅広い粒径の土砂が長距離移動し保全対象エリアで堆積する現象を再現できるモデルを開発するための研究を行った。

(12) 事前防災対策による安全な市街地形成のための避難困難性評価手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、災害時における円滑かつ迅速な避難確保を図り、人的被害を最小化するため、市街地の避難困難性評価手法及びリスクコミュニケーション支援技術に関する研究を行った。

(13) 土石流・土砂流の2次元河床変動計算等による細やかなリスク情報に基づく情報提供手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土石流について氾濫範囲の相対的な危険度を示すための計算方法及び土砂流について氾濫被害のおそれのあるエリアを示すための境界条件設定方法に関する研究を行った。

(14) 洪水・豪雨に対する道路構造物の強靱化に関する調査研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、河川に隣接し洗掘で被災しやすい道路構造物等の抽出手法、橋梁基礎の洗掘防止対策及び降雨で被災しやすい斜面の評価手法の検討を行った。

5 火山災害対策

(1) 火山調査研究推進本部

文部科学省においては、令和5年6月に改正された「活動火山対策特別措置法」に基づき、令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の着実な運営、噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査及び常時観測点の強化・運用を行った。火山調査研究推進本部においては、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案及び火山に関する総合的な調査

観測計画の策定についての検討を進めた。

(2) 火山の機動観測体制の構築

文部科学省においては、火山調査研究推進本部の方針の下、国立研究開発法人防災科学技術研究所における、大学・研究機関等との協力による機動観測体制を構築し、火山噴火時など機動的・重点的な観測が必要な火山の観測を行った。

(3) 火山の研究開発や火山専門家の育成・継続的な確保の推進

・即戦力となる火山人材育成プログラム

文部科学省においては、火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会提供、関連分野の研究者等の火山研究への参画促進、自治体等における実務者への火山の専門知識・技能の取得支援等を行うことで、幅広い知識・技能を習得した即戦力となる火山研究・実務人材の育成を目指した。

・次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識・高度な技術を有する火山研究者の育成を目指した。

(4) 火山噴火及びその災害誘因の予測等に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第3次）の推進について（建議）」に基づいた5か年計画（令和6～10年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明、火山噴火の発生や推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、大規模火山噴火など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」による成果創出を目指した。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火推移予測研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行っ

た。

(5) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

（再掲 第2章2-1（6））

(6) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行った。

(7) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会や令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山現象に関する研究を推進した。

(8) 海域火山の活動状況把握

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山の温度分布、火山性変色水の分布等の調査や、測量船による海底地形調査を行い、海域火山基礎情報の整備及び提供を引き続き行った。

6 雪害対策

(1) 雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、屋根雪、道路雪氷等による雪氷災害を軽減するために、ステークホルダーとの協働により、ニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、雪氷災害に関するモニタリング技術及び面的予測モデル等の研究開発を実施した。

(2) 雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩発生に関わる気象条件・積雪状態、雪崩の流下及び森林の倒壊状況の調査研究を行った。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行った。

(3) 雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩対策施設（防護工）の健全度を評価する手法を研究した。また、雪崩災害を防止・軽減するため、雪崩の三次元計測結果等を用いて雪崩災害ハザードエリア評価技術の開発を行った。

(4) 積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減等に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減や冬期道路交通サービスの確保に貢献するため、極端気象時の冬期道路管理の判断を支援する技術や、吹雪対策施設の性能評価及び防雪機能確保・向上技術の開発に加え、除雪の作業・安全支援や省力化・自動化技術及び冬期道路交通の安全性向上を図る技術の開発を行った。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・市街地火災による被害を抑制するための研究開発

首都直下地震のような地震直後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災件数、死傷者数、焼損棟数などの予測・可視化ツール、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法及び火災旋風の発生予測方法の研究開発を行った。

- ・消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

大規模倉庫等の火災など消火活動が極めて困難な火災を消火するために、大規模倉庫等の建物構造や可燃物の集積状況の調査、最適な消火手法・延焼阻止手法（消火剤、投入方法、投入量等）の検証・開発及び建物外壁から離れて消火剤が届きにくい区画に効果的に消火剤を投入する手法の研究開発を行った。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分

析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った（後掲 第2章8（1））。

- ・火災原因調査及び火災避難の高度化に関する研究開発

科学的な火災原因調査に基づいた出火防止対策の実施や増加する高層建物からの避難安全対策のため、火災現場残渣物の同定及び液体衝突帯電・ミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化並びに高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究・開発を行った。

(2) 林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行った。

(3) 建築物や都市の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、垂直移動困難者が火災時の避難にエレベーターを利用できるようにするための設計方針等に関する研究開発を行った。

(4) 建築火災時の避難弱者の行動特性に基づく避難安全設計に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、火災時の避難経路選択に関するウェブアンケート調査及び煙環境下での視認性に関する調査を実施し、避難弱者の存在を前提にした避難安全設計法を確立するための研究を行った。

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究及び化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法に関する研究を行った。

- ・地下タンクの健全性診断に係る研究開発

防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続し

て使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法の研究開発を行った。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

(再掲 第2章7(1))

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素あるいは自然冷媒等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行った。また、産業保安分野では、事件事例データベース等の整備を進め共通基盤技術の研究を行った。

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の汚染状況及び、農作物等における放射性物質の移行動態の解明に関する研究を行った。

(2) 原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、能登半島地震等を踏まえた知見を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表した。

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故分析から得られた新たな知見に基づく技術的な課題に関する研究を実施し、得られた成果を論文等で公表した。

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における訓練・研修

内閣府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、「防災スペシャリスト養成」に資する研修等を実施した。

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

こども家庭庁においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担した。

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示した。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行ったほか、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行った。

(4) 非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

非常通信協議会（非常通信に携わる関係庁、地方公共団体、指定公共機関等約2,200者から構成）においては、災害時における円滑な通信の確保を目的として、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練等を実施した。

(5) 応急対策職員派遣制度に係る訓練の実施等

総務省においては、大規模災害発生時における被災市区町村の行政機能の確保等を目的とした、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に

活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み（応急対策職員派遣制度）を円滑に運用するため、関係地方公共団体等と連携して情報伝達・連携訓練を実施するとともに、令和7年3月に「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」を策定した。

(6) 災害時外国人支援情報コーディネーターの養成推進

総務省においては、災害多言語支援センター等の拠点において、災害時に行政等から提供される情報を整理し、避難所等に在る外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施した。

(7) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行った。

(8) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、IP無線機等で構成される法務省緊急連絡体制に基づく通信訓練を行った。

(9) 防災教育の充実

文部科学省においては、セーフティプロモーションスクール等の考え方を取り入れた防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築及び教職員に対する研修の実施に対して支援した。

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(11) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

(13) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいては、災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施した。

(14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談業務の充実・強化や診療・対応技術の向上等を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行った。

(15) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県や市区町村の災害対策本部の下に設置される保健医療福祉調整本部において医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修の補助を実施した。

(16) 災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（DMAT）に

対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンの養成及び技能維持のための研修を実施した。

(17) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）養成研修の実施

厚生労働省においては、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を実施した。

(18) 事業継続計画（BCP）策定研修の実施

厚生労働省においては、災害時における医療提供体制の充実強化のため、事業継続計画（BCP）策定に必要なスキルやノウハウ等を医療機関担当者等が習得するための研修を実施した。

(19) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員等を対象に、「TEC-FORCE [隊長] 研修」、「TEC-FORCE [班長・リエゾン] 研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施した。

(20) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。また、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図った。

(21) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、巡視船艇・航空機等による各種災害対応訓練のほか、関係機関と連携した災害対応訓練を実施した。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習

会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、危険物専用の岸壁や栈橋の点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施した。

(22) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸海空自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めた。

また、陸海空自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加した。

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講じたほか、大規模災害等に備え、衛星電話設備・現地対策本部設備の整備及び老朽化した電源設備・ネットワーク設備の更新を行った。

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星システムによる、災害関連情報の伝送を行う災害・危機管理通報サービス及び避難所等で収集された個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる安否確認サービスの提供を行った。

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用航空機（ヘリコプター）等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進して、各部隊・職員の専門性、経験、能力等に応じた実戦的な訓練を行った。

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、信号機電源

付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(6) 電気通信設備の安全・信頼性の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進した。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、非常災害時における被災地の通信手段の確保のため、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出しを行った。

(8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努めた。

(9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月策定）や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や耐震対策等に対して補助を行った。

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害時の医療を確保するため、災害拠点病院として必要な施設及び診療設備等の整備について補助を行った。

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの出勤状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣（活動）状況等、災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るためのシステムの整備を行った。

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等や地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

こども家庭庁においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(15) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の医療資機材設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設（SCU）に必要な医療資機材設備の整備について補助を行った。

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行った（後掲 第3章2-2（11）、3-2（3））。

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行った。

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を推進した。

(19) V2H充放電設備・外部給電器の導入支援

経済産業省においては、災害による停電等の発生時において、電動車を非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入について補助を行った。

(20) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像、テレビ会議等の河川管理、道路管理及び災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム（K-λ）及び衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサットを順次導入した。

(21) 災害予防に関する融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）による関連事業計画等に基づく住宅の移転等や、地方公共団体が防災対策として実施する移転促進事業等を対象とした「地すべり等関連住宅融資」を実施するとともに、「宅地防災工事資金融資」により「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）若しくは「建築基準法」（昭和25年法律第201号）による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援した。

(22) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

(23) 「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、災害時に地域の避難所等となる「道の駅」や広域的な復旧・復興活動拠点となる「道の駅」の防災機能強化を図った。

(24) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風や線状降水帯による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）、地域気象観測システム（アメダス）及び次期静止気象衛星の整備等を行った。

(25) 航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の耐災害性強化対策及び老朽化等対策を行った。

(26) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等及び電子海図システムの整備等を行った。

(27) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、危険・有害物質排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処し得る体制を確保した。

(28) 海上保安施設等の耐災害性強化対策

海上保安庁においては、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止した。

(29) 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援

環境省においては、地域防災計画により災害

時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とした。

1-3 災害危険地住宅移転等

(1) 防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」（昭和47年法律第132号）に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援した。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

国土交通省においては、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、ハザードエリア内にある既存不適格住宅等の移転を支援した。

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）、「国土強靱化年次計画2024」（令和6年7月26日国土強靱化推進本部決定）及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく取組を関係府省庁と連携して進めるとともに、地方公共団体や民間の取組促進を図った。

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を

軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」(平成18年12月13日中央防災会議専門調査会報告)に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動・投資を息長く行う国民運動を展開した。

(3) 官民連携による被災者支援体制整備事業

内閣府においては、近い将来発生が危惧されている巨大災害等に備え、発災時にボランティア活動がより円滑かつ効果的に行われるよう、行政とボランティアの相互理解など、広く防災ボランティア活動に関する環境整備を図った。あわせて、ボランティアの連携を図るための相互交流・意見交換の場づくりや、行政及びボランティア関係者間の連携訓練などを実施した。また、避難生活支援を行うボランティア人材の育成等を進めるための「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」構築に向けた調査・研究を実施した。

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による省庁業務継続計画の評価や、「政府業務継続計画」(平成26年3月28日閣議決定)の実効性確保のための調査、行政中枢機能の一時的な代替に係る調査等を行った。また、地方公共団体における受援体制の構築を促進するため、地方公共団体の取組の調査等を行い、課題解決に向けた検討を行うとともに、地方公共団体の相互応援や民間団体の協力の確保に関する協定の締結を促進するため、地方公共団体が締結した協定の内容をデータベース化し、検索・閲覧することができる「災害時応援協定システム」の保守・運用等を行った。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進のため、民間企業等の事業継続に当たっての重要要素の調査・検討や、事業継続計画(BCP)策定を促進するツール等の検討・作成を行った。

(5) 「物資調達・輸送調整等支援システム」の整備

内閣府においては、国と地方公共団体間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅

速かつ円滑な被災者への物資支援に資する「物資調達・輸送調整等支援システム」の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制の確保を行った。

また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の機能を継承しつつ、視認性や操作性を向上させ、物資支援業務へ精通していない職員でも利用しやすいシステムに改修するため、新物資システム(B-P L O)の設計や開発を実施した。

(6) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」・「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、地区防災計画制度の普及啓発に向けた、地域における計画の作成支援を行った。

(7) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和7年7月改訂)や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(令和7年5月改訂)等を改訂し、災害復興対策事例集等とともに地方公共団体に周知した。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図った。

(8) 特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)の運営に関する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

(9) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、防災施策を分かりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開した。

(10) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31日変更）に基づく取組のフォローアップや、首都中枢機能の維持に係るライフライン・インフラに関する調査等を行い、首都直下地震対策の見直しを進めるほか、大規模地震（千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震）に関する各基本計画について好事例や課題の収集・検討・横展開等を行った。

(11) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応現場における情報の集約・地図化を支援するISUT（Information Support Team）の実際の活動や訓練を通じて作成した地図について、各機関が災害対応で活用しやすくなるよう研修等を行った。また、令和5年3月に作成した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」理解促進のための研修動画を作成するとともに、地方公共団体に対して説明会を実施した。

(12) 被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、全国的な作成推進を図るため、個別避難計画の作成のモデル事業等を実施したほか、市町村が行う指定避難所等における良好な生活環境の確保に向けた取組に係る調査等を実施した。

(13) 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

内閣府においては、災害対応を行う地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の横展開等を行う場として「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）を引き続き運営するとともに、マッチングセミナーにおいて地方公共団体が持つ官民ネットワークと連携し、防テクPFへの地方公共団体・民間企業等の参加拡大を促進した。

(14) プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄

内閣府においては、大規模災害発災時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災

自治体へ支援をする「プッシュ型支援」をより迅速かつ確実に実施するため、段ボールベッドや簡易トイレ等、調達に時間を要する一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施した。

(15) 地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援した。

(16) 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、女性視点での災害対応の強化を図るため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月策定)等の地域における活用を図った。

(17) 防災分野における女性の参画促進事業

内閣府においては、内閣府男女共同参画局が実施するフォローアップ調査の結果を基に地方公共団体の取組を調査し、好事例を取りまとめて公表した。また、同好事例を周知・展開するため、自治体職員向け研修を実施した。

(18) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や通信衛星を利用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害対策の強化を図った。

(19) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するための広域交通管制システムを引

き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図った。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進した。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

(20) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備・予備電源の装備及び自家発電装置の設置等の停電対策並びに非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカバーする移動体通信の基地局や固定通信の収容局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間の停電対策等を求めている。

(21) 災害情報自動集約ネットワークシステムの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための災害情報自動集約ネットワークシステムを運用した。

(22) Lアラートによる災害情報の確実な伝達の推進

総務省においては、Lアラートと他の防災関係システムとの具体的な情報連携の在り方及びLアラートを今後一層有効に機能させるための課題整理や、必要なシステム改修などに向けた調査を実施した。

(23) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク月間等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等の導入支援等を行った。

(24) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報を確実に提供するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施した。

(25) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための予備送信設備等の整備の支援を実施した。また、能登半島地震で被災した地上基幹放送中継局の復旧支援を実施した。

(26) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の支援を実施した。

(27) 地域ICT強靱化事業（本省・地方）

総務省においては、災害時に地方公共団体等が臨時災害放送局の迅速な開設・運用を行えるよう、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時には地方公共団体等が行う送信点調査や開設・運用訓練に活用している。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体等が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を実施した。

(28) ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

総務省においては、災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、ケーブルテレビネットワークの光化等に要する費用の一部を支援した。また、能登半島地震で被災

したケーブルテレビ関連設備の復旧支援を実施した。

(29) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理等を行った。

(30) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行った。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを支援し、防災体制の充実を推進した。

(31) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、地域ブロック合同訓練を実施し、また、ヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理を行った。

(32) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害、南海トラフ地震を始めとする切迫する大地震など、大規模な自然災害やCBRNE災害に備えるとともに、緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化を図るため、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)第50条に基づく国有財産等の無償使用制度を活用して、必要な車両及び資機材を整備した。

(33) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、企業・大学と連携した入団促進や女性・若者等が活動しやすい環境づくりなどの消防団の充実強化につながる地方公共団体の取組の支援、消防団の装備・教育訓練の充実、自主防災組織の活性化の推進等により、

地域防災力の充実強化を図った。

(34) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率の向上を図るため、救急車の適時・適切な利用の推進及び救急業務の円滑な実施・質の向上に資する取組を行った。

(35) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会及び全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(36) 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備に必要な経費や、消防の連携・協力実施計画に基づき実施する共同訓練のための訓練施設の整備に要する経費等について、所要の地方財政措置を講じるとともに、「消防用車両出動シミュレーションシステム」の運用や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行った。

(37) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、惨事ストレスが危惧される消防職団員に対し、臨床心理士等で構成される緊急時メンタルサポートチームによるカウンセリングを実施することで消防本部等における惨事ストレス対策について支援を行った。

(38) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行った。

(39) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図ることを目的とした研修、市町村の業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定支援、大規模災害時に首長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修、小規模市町村向けの初動対応訓練を支援するためのモデル事業、インターネットを活用して防災教育を行う防災・危機管理e-カレッジのコンテンツの更新等を行った。また、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備に要する費用について、地方財政措置を講じた。

(40) ドローンの活用推進

消防庁においては、消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するため「ドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成研修」や「消防職員の一等ライセンス取得研修」を実施するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部等の操縦者育成を図ることとしている。また、地方公共団体の防災部局が災害発生時に物資輸送等に活用するドローンの整備に要する費用について、地方財政措置を講じた。

(41) 消防共有サイトシステムの運用・保守

消防庁の施策に係る情報を始め、各消防本部・消防学校等が実施している独自性に富む様々な取組や情報等について、双方向かつ横断的な収集・蓄積により相互共有を図り、それぞれの団体等において自由にデータを活用できる「消防共有サイト」の安定的な稼働体制を確保した。

(42) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図った。

(43) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被收容者の逃走による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食料の更新整備及び特別機動警備隊の野営活動訓練等を実施した。

(44) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全の確保等のため、水害対策や非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化、文教施設応急危険度判定士の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(45) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行った。

- ・国が又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び災害支援ナースの活動費

(46) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

厚生労働省においては、災害時において要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し必要な福祉的支援を行うことができるよう、都道府県が関係団体等と災害福祉支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チーム（DWAT）のチーム員の養成研修等を実施する事業に対する補助を行った。

(47) 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

厚生労働省においては、委託により災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、都道府県の災害福祉支援ネットワークの機能強化及び災害派遣福祉チーム（DWAT）による支援の質の向上のため、平時には広域連携を推進するための支援等を実施し、災害時には各都道府県が行うDWAT活動の支援や都道府県間の派遣調整を実施した。

(48) 災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施した。また、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営を行った。

(49) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行った。

また、省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進めた。

(50) 予防接種法に基づく定期接種の実施

厚生労働省においては、災害時における感染症の発生及びまん延防止のため、平時から市町村において「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種が着実に実施されるように取り組んだ。

(51) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）事務局体制整備

厚生労働省においては、DPATの活動能力保持のため、DPAT構成員に対する研修及び都道府県等への技術的支援等を行うDPAT事務局の運営について委託した。

(52) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備

厚生労働省においては、DPATを整備するための構成員に対する専門的対応技術等の研修の実施について補助を行った。

(53) 災害支援ナース体制整備

厚生労働省においては、災害支援ナース養成研修を実施した。また、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整する体制整備を行った。

(54) 在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援

厚生労働省においては、災害時における在宅医療提供体制の充実強化のため、在宅医療提供

機関等を対象とした事業継続計画（BCP）策定支援研修を実施した。

(55) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区の位置情報を住民に提供する等のソフト対策を推進した。

(56) 防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災状況を迅速に把握することにより、地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時の緊急点検状況・被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備及び保守運用を行った。

(57) 中小企業に対する事業継続力強化計画等の策定に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援した。

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業自らが策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行った。

(58) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄の維持・管理を行った。

(59) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部を支援した。

(60) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、サービスステーション（SS）の地下タンクの大型化に伴う入換、災害時に緊急車両等への優先給油を行う中核SSにおける自家発電設備の入替え、SSの災害対応能力強化のための研修・訓練等に係る費用について支援した。

(61) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるLPガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援した。

(62) 次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業

経済産業省においては、近年頻発化・激甚化している風水害等に備え、特別警報級の大雨・高潮等を想定した製油所等の排水設備の増強等、製油所等のレジリエンス強化を図るための企業の取組の支援を行った。

(63) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、土砂災害特別警戒区域等における地籍調査の実施を重点的に支援した。

(64) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、全国の地方整備局等の職員により組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進した。

(65) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不

明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて分かりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(66) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施した。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路の災害復旧等を国が代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図った。

(67) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、災害時における円滑かつ迅速な支援物資輸送体制の構築・強化を図るため、重要な物流施設における非常用電源設備の導入支援を行うとともに、都道府県等の地方公共団体に対して「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」（令和6年3月改訂）の活用促進に向けた周知を行った。

(68) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援した。

(69) 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備や、プッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図った。

(70) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、災害時のシェアサイクルの活用について記載した「シェアサイクル

事業の導入・運営のためのガイドライン」(令和5年9月)を策定し、地方公共団体の実務担当者に対して情報提供及び働きかけを実施した。

(71) 抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害や切迫する大規模地震など、あらゆる自然災害から国民の命と暮らしを守るため、令和6年6月に「能登半島地震を踏まえた防災対策の推進」を特に強化すべきテーマとして設定した、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を取りまとめ、同プロジェクトに基づき総力を挙げて防災・減災対策を推進した。

(72) 海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理における港湾での円滑な対応

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模災害で大量に発生する災害廃棄物の処理に備え、海面処分場の有効活用、広域な土地を有する港湾の災害廃棄物の仮置場としての利用及び港湾を拠点とした海上輸送による広域輸送が可能であることを踏まえ、関係省庁・関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進めた。

(73) 災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置付けることで、災害発生時に速やかに実施体制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進した。

(74) 港湾における災害情報収集等に関する対策の推進

国土交通省においては、衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等を可能とする体制の構築を推進した。

(75) 空港BCPの実効性の強化

国土交通省においては、自然災害発生後、救急・救命活動や緊急物資輸送の拠点となる空港の機能をできるだけ速やかに確保するため、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港BCP(A2(Advanced/Airport)-BCP)に基づき、災害時の対応を行った。また、空港BCP実効性の強化を図るため訓練等を実施した。

(76) 電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、我が国の国土を表す地図の基本となる電子国土基本図や、火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の成り立ちや自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報等、防災対策の基礎となる情報の整備・更新を行った。

(77) 防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報や過去に起きた自然災害の教訓を後世に伝承するための自然災害伝承碑等の防災地理情報を活用し、地域防災力向上のための防災教育支援を行った。

(78) 災害発生時における浸水推定図等の作成

国土地理院においては、災害発生時における孤立者の救助、洪水時の排水作業、河道閉塞箇所等の把握等の応急活動の迅速・効率化に資するため、被災状況に応じて、浸水推定図や斜面崩壊・土石流・堆積分布図等の災害状況を表した図の作成を行った。

(79) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、地震や台風等の発生に際し、14か国語で災害情報を提供する観光庁監修のアプリ「Safety tips」や、日本政府観光局(JNTO)のSNS公式アカウント等を活用して情報発信を行った。

(80) 災害時における踏切道の的確な管理の推進

国土交通省においては、災害時の円滑な避難

や緊急輸送を確保するため、「踏切道改良促進法」(昭和36年法律第195号)に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定し、鉄道事業者・道路管理者の連携による災害時の踏切優先開放等の措置の実施を促進した。

(81) 地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進

国土交通省においては、地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進を図るため、災害対応時における地域建設業の課題やニーズ等について実態調査や課題抽出を行うとともに、効率的・効果的な対応策の検討を行った。

(82) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報(無線ファクシミリ放送)等による提供を行った。

(83) 気象庁による地域防災支援

気象庁においては、次の事業を実施した。

・地方公共団体への支援

全国各地の気象台が、平時から地方公共団体に対し防災気象情報の利活用を働きかけるとともに、災害時には、首長等へのホットラインの実施、TEC-FORCEの一員として活動するJETT(気象庁防災対応支援チーム)の派遣等により、地方公共団体の防災対応の支援を行った。

・気象防災アドバイザーの拡充

地方公共団体が行う平時における防災知識の普及や、災害時における避難情報の発令判断等を支援するため、気象・防災に関する専門的な知見を活かして地方公共団体で活動する気象防災アドバイザーの拡充を実施した。

(84) 走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、異常気象等時における大型船等の一定の船舶に対する湾外等の安全な海域への避難勧告や臨海部に立地する施設の

周辺海域における錨泊制限等を実施するとともに、監視カメラ等の整備により海域監視体制の強化を図った。

(85) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

環境省においては、平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、新たに必要な連携方策の検討等を進めた。

(86) 動物の愛護及び管理事業

環境省においては、「人とペットの災害対策ガイドライン」(平成30年3月策定)等を活用し、市町村等の地方自治体及び一般の家庭動物の飼い主に対してペットの災害対策を普及しつつ、都道府県等や関係民間団体と連携した災害対応訓練を実施した。また、災害時にも活用される都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行った。

(87) 浄化槽に係る災害対策の調査検討

環境省においては、浄化槽の適切な維持管理の徹底や災害時の被災・復旧状況把握の効率化に資する浄化槽台帳システムの普及促進を図るため、電子化された浄化槽台帳システムを活用して維持管理情報の管理・活用がなされている自治体の好事例について、事例集として取りまとめ全国の自治体への周知を行った。

(88) 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

(再掲 第2章1(19))

環境省においては、「気候変動適応法」に基づき公表する気候変動影響評価報告書において活用することを目的として、令和6年度には、科学的知見の収集・整理や評価方法の検討等を行った。また、気候変動影響により気象災害の更なる激甚化が予測されていることから、気候変動を踏まえた将来の気象災害の影響評価を行った。

(89) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図った。

(90) 防災DXの推進

デジタル庁においては、住民支援のための防災アプリ開発・利活用を促進するため、優れたアプリやサービスについて、サービスマップやカタログなどの形で整理し、モデル仕様書を公表するなど、横展開に向けた取組を行った。

(91) 防災分野のデータ連携基盤の構築

デジタル庁においては、住民支援のための防災アプリ開発・利活用を促進するため、関係府省庁と連携し、データ連携基盤の構築に向けた取組を行った。

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに身を守る行動ができるよう、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう都道府県警察を指導した。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施した。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施した。

※例年、9月1日の「防災の日」に際して実施している国土交通省地震防災訓練については災害対応のため中止した。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報及び南海トラフ地震臨時情報等に係る業務の訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施した（後掲 第3章3-1（2））。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹の広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った（後掲 第3章3-2（1））。

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う指定避難所や災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化を推進した。

(3) 庁舎設備の耐災害性の強化

財務省においては、老朽化の著しい設備の改

修により庁舎の耐災害性を強化し、税務行政の円滑な遂行の維持を図った。

(4) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、国立大学等施設の老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行った（後掲 第5章2-3(1)）。

(5) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、安全・安心かつ快適な環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行った。

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援した。

(7) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化や空調設備の整備について国庫補助を行った。

(8) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院やIs値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行った。

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

(9) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替え等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(10) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した（後掲 第3章3-2(2)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第4章2）。

(11) 漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲 第3章1-2(16)）

（後掲 第3章3-2(3)）

(12) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した（後掲 第3章3-2(4)、4-2(2)、第4章5）。

(13) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進した。

(14) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化並びに災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進した。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策及び災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等を推進した。

(15) 建設機械の整備

国土交通省においては、土砂災害等の応急復旧作業等に必要な機械を整備した（後掲 第3章4-2(5)）。

(16) 盛土の安全確保対策の推進

国土交通省、農林水産省及び林野庁においては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき地方公共団体が行う規制区域指定等のための基礎調査や、危険な盛土等の安全性把握のための詳細調査及び盛土等の撤去や擁壁設置等の対策を支援し、環境省においては、都道府県等が行う産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛

土に対する詳細調査及び支障除去等事業を支援した（後掲 第3章4-2（4））。

（17）地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施
- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全の確保等を図る都市安全確保促進事業の実施
- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施
- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援
- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援
- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市

街地の整備の実施

- ・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

（18）水道施設の耐震化等

国土交通省においては、地震災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するため、浄水場や管路等の水道施設において耐震化等を推進した。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の耐震化状況について緊急点検を実施し、令和6年11月1日に結果を公表した。さらに、すべての地方公共団体に対して、緊急点検結果を踏まえた令和7年1月末までの「上下水道耐震化計画」の策定を要請した。

（19）下水道における震災対策

国土交通省においては、地震時においても下水道が果たすべき役割を確保するため、重要な下水道施設の耐震化・耐津波化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進した。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の耐震化状況について緊急点検を実施し、令和6年11月1日に結果を公表した。さらに、全ての地方公共団体に対して、緊急点検結果を踏まえた令和7年1月末までの「上下水道耐震化計画」の策定を要請した。

（20）河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

（21）土砂災害の防止

国土交通省においては、地震により土砂災害が発生した場合、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響や、孤立集落の発生等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進した（後掲 第3章4-2

(7))。

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、ロックンク橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁及び同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施した。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、UAV（無人航空機）による迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進するとともに、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策を推進した（後掲 第3章4-2（8））。

(23) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(25) 帰宅困難者等の受入拠点施設整備の推進

国土交通省においては、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害時において、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を事前に確保するため、災害時の帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進した。

(26) 老朽公営住宅の建替え等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

(27) 港湾における地震対策の推進

国土交通省においては、最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送及び幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進した。

(28) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、宅地耐震化推進事業による防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進した。

(29) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、災害対応や情報提供に資する電気通信設備・情報通信基盤の整備を推進した。

(30) 民有港湾施設の耐震改修の促進

国土交通省においては、大規模地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度及び固定資産税の特例措置により、民間事業者による耐震改修を支援した。

(31) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保、一時避難場所としての機能の確保、社会・経済的影響の軽減等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進した。

(32) 住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(33) 耐震改修工事融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資により、戸建住宅やマンションの耐震性の向上を支援した。

(34) 空港の耐震対策

国土交通省においては、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保、航空ネットワークの維持並びに背後圏経済活動の継続性確保及び首都機能維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施した。

(35) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災をはるかに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付した。

2-3 その他

(1) 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

内閣官房においては、災害時等における船舶を活用した医療提供の整備に向けた訓練・調査等による検証を行った。

(2) 地震対策の推進

内閣府においては、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における防災・減災対策の検討、大規模地震発生時の帰宅困難者対策の検討、中部圏・近畿圏直下地震の地震モデルの見直しに向けた検討等の取組を行った（後掲 第3章3-3（1））。

(3) 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の検証

内閣府においては、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の実効性の確保・向上を図るための調査・検討を行っ

た。

(4) 都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進した。

(5) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの安定的な運用を行うとともに、他機関が保有する情報システムとの連携強化を図った（後掲 第3章3-3（2）、5-3（2））。

(6) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都道府県警察等と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導した。

(7) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設を始めとする法務省施設について、老朽化対策と併せ、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

(8) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進した。

(9) 港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾BCPの改訂を図る等、災害対応力強化に取り組んだ（後掲 第3章3-3（4）、4-3（17））。

(10) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・提供を行った。

(11) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及び南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁においては、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するか調査を開始した場合又は南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努めた。令和6年8月の日向灘を震源とする地震に際し、南海トラフ地震臨時情報を運用開始後初めて発表した。

(12) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達 (再掲 第2章2-1（13）)

気象庁においては、地震観測の結果を基に緊急地震速報、地震情報等を適時適切に発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努めた（後掲 第3章3-3（6））。

(13) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、GPS技術を用いた高低測量を実施し、海図水深の基準となる最低水面に係る情報を整備した。

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対

して津波災害発生時の災害応急対策や災害警備活動に従事する警察官の安全確保等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲 第3章2-1（6）)

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」及び11月5日の「津波防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した津波災害対応訓練等を実施した。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第3章2-2（1）)

(2) 海岸防災林の整備

(再掲 第3章2-2（10）)

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害・風害及び潮害の防備等の災害防止機能の発揮に加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した盛土による生育基盤の確保や植栽等の整備を進めた（後掲 第3章4-2（1）、5-2（2）、6-2（3）、第4章2）。

(3) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第3章1-2（16）、2-2（11）)

(4) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2（12）)

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した（後掲 第3章4-2（2）、第4章5）。

(5) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(6) 港湾における津波対策の推進

国土交通省においては、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進した。

また、港湾労働者等が安全に避難できるよう、港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進するとともに、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援に努めた。

(7) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・千島海溝地震や日本海溝地震、南海トラフ地震などの地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
- ・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等

における防災力に資する整備の実施

(8) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進した。

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第3章2-3 (2))

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3 (5))

(後掲 第3章5-3 (2))

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導した。

(4) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第3章2-3 (9))

(後掲 第3章4-3 (17))

(5) 船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策の推進を図るため、令和5年度に引き続き、津波避難に必要な主要ポイントを選定したマニュアル様式「津波対応シート」を国土交通省ホームページに掲載し、活用を促した。

(6) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第2章2-1 (13)、第3章2-3 (12))

気象庁においては、地震観測等の結果を基に津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(7) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、千島海溝地震、日本海溝地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用した。

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

(再掲 第3章2-2 (10)、3-2 (2))

農林水産省においては、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進した(後掲 第3章5-2 (2)、6-2 (3)、第4章2)。

(2) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2 (12)、3-2 (4))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した(後掲 第4章5)。

(3) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、農村地域の防災力の向上を図るため、農業用ため池の防災・減災対策、農地等の湛水防除、地すべり防止対策など総合的な対策を推進した。

(4) 盛土の安全確保対策の推進

(再掲 第3章2-2 (16))

(5) 建設機械の整備

(再掲 第3章2-2 (15))

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象テレメータや、ダム等の放流警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP(マルチパラメータ)レーダ雨量計等の整備を行うとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進した。また、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水による浸水対策、停電対策等を実施した。

(7) 土砂災害の防止

(再掲 第3章2-2 (21))

国土交通省においては、人家や公共建物を保全する砂防設備及び地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。

(8) 道路における防災対策

(再掲 第3章2-2 (22))

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や「道路構造令」(昭和45年政令第320号)等の見直し等を推進した。また、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策や法面・盛土の土砂災害防止対策を推進した。さらに、危険箇所等の調査方法の高度化に向けた取組を実施した。

(9) 港湾における高潮・高波対策の推進

国土交通省においては、激甚化・頻発化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進した。

(10) 気候変動を考慮した臨海部の強靱化

国土交通省においては、物流・産業・生活機能が集積し、多様な関係者が存在する臨海部において、岸壁・防潮堤等の被災リスクや堤内地・堤外地の浸水リスク、漂流物により海上輸送の大動脈が機能不全に陥るリスク、一つの港湾における被災の影響が広域的に波及するリスク等の増大に対応するため、官民が連携し、気候変動等を考慮した臨海部の強靱化を推進した。

(11) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進した。あわせて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った（後掲 第4章9）。

(12) 風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人サービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・土地が持つ雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取組の実施
- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
- ・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

(13) 空港における浸水対策

国土交通省においては、空港における高潮・高波・豪雨等による大規模災害に備えるため、護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を実施した。

(14) 港湾における走錨対策の推進

国土交通省においては、令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進した。

(15) 港湾等の漂流物対策の推進

国土交通省においては、令和3年8月海底火山「福德岡ノ場」の噴火による軽石により航路等が埋塞したことも踏まえ、船舶の航行安全に資するよう、漂流物の回収体制の強化を推進した。

(16) 住宅・建築物の風水害対策等の促進

国土交通省においては、風水害に対する住宅や建築物の防災性向上のため、住宅・建築物の風水害対策のための改修支援を行う事業を実施した。

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、東京都とともに首都圏に

おける大規模水害からの広域避難の検討や、住民の主体的な避難行動の促進に向けた検討等の取組を行った。

(2) 風水害に対する警備体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警備体制の強化を図った。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難指示等の発令・伝達、指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

(6) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、

情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図った。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、高分解能・高頻度に集中豪雨や局地的な大雨を的確に把握できる国土交通省XRAIN（高性能レーダ雨量計ネットワーク）の精度の向上を図るとともに、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計、簡易型河川監視カメラなど、防災情報の迅速かつ的確な把握・提供のための情報基盤の整備を推進した。

(8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等の情報基盤を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応のため、国土交通省「川の防災情報」ウェブサイトより河川の水位、リアルタイムなレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、洪水氾濫の危険性を、スマートフォン等を活用して住民に提供する洪水情報のプッシュ型配信を行うとともに、メディア等と「住民の自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」を通じて、官民の連携を深めた。さらに、民間主導による技術開発を促進するため、レーダ雨量計で観測した解析処理前のデータを配信した。

(9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行った。

(10) 流域治水の加速化・深化

国土交通省においては、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに

に、水害リスクを踏まえた特定都市河川の指定を拡大する等、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」を推進した（後掲 第4章1（1））。

（11）水害リスク情報等の充実

国土交通省においては、「水防法」に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮及び土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援した。

また、浸水範囲と浸水頻度の関係を分かりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を整備し、水害リスク情報の充実を図り、土地利用・住まい方の工夫等の促進を図った。

（12）総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、ハード対策としての関係機関と連携した砂防堰堤等の施設整備並びにソフト対策としての都道府県が行う土砂災害警戒区域等の指定及び監視・観測・情報提供等を行う基盤整備等、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策について支援を行った。また、「土砂災害防止法」に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において緊急調査を行い、被害が想定される区域等に関する情報の周知を図った。

（13）土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、6月を「土砂災害防止月間」、6月の第一週を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育を推進するとともに、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所への周知・点検、関係行政機関が連携した実践的な訓練、住民等が主体となって地域の実情に応じた避難訓練等を実施した。

（14）水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県・水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施した。また、市町村等職員に対する水防研修及び水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

（15）地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進した。

（16）鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進した。

（17）港湾における災害対応力強化

（再掲 第3章2-3（9）、3-3（4））

（18）予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

こども家庭庁においては、「活動火山対策特別措置法」の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担した。

(2) 火山地域における治山事業の推進

(再掲 第3章2-2(10)、3-2(2)、4-2(1))

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した(後掲 第3章6-2(3)、第4章2)。

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、砂防堰堤等の施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、緊急的に実施するハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の実行性を高めるための見直しを関連機関と連携して推進した。

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、「活動火山対策特別措置法」の改正を踏まえ、火山防災対策に関する連携強化及び推進体制の検討、火山専門家の技術的支援、広域噴火災害対策の検討、各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進等の取組を行った。

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3(5)、3-3(2))

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、火山噴火に係る住民等避難への対応の支援や、避難

施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(5) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第2章2-1(11))

(6) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、火山噴火に伴う土砂災害防止の観点から火山砂防ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画した。

(7) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山監視観測を行い、噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼び掛けることで、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防災協議会における避難計画や噴火警戒レベルに係る共同検討を通じて警戒避難体制の整備を推進した。

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

こども家庭庁においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担した。

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入した。

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第3章 2-2 (10)、3-2 (2)、4-2 (1)、5-2 (2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図った(後掲 第4章 2)。

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪・防雪・凍雪害防止の事業を推進した。特に短期間の集中的な大雪時等においても人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、関係機関と連携したタイムラインを策定しつつ、前広な出控えや広域迂回等の呼び掛け、通行止め予測の公表を行うとともに、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、広範囲での予防的・計画的な通行止めや集中除雪等を行った。また、除雪機械の自動化や、AIによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図った。

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策を推進した。

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪・除雪機械等の整備を行った。

(8) 除排雪時等の死傷事故防止

国土交通省においては、除排雪時等の死傷事故を防止するため、豪雪地帯において持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む地方公共団体を支援した。

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示した。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導體制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命・財産の被害防止・軽減に資することを目的として、12月の第一週を「雪崩防災週間」と定め、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知・点検、避難訓練等を実施した。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報及び解析積雪深・

解析降雪量等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した消防訓練を実施した。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行った。

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行った。

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を行った。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成
- ・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整
- ・住宅防火対策の推進
- ・消防法令に係る違反是正推進
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案
- ・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築
- ・消防用設備等及びその点検における新技術導入の推進
- ・火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。また、建築物の火災安全改修に資する事業について補助を行った。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従

事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施した。

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理・取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の推進及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの推進及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」（昭和23年法律第186号）に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討（AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等の在り方の検討に要する経費）
- ・危険物施設の事故防止対策等
- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等
- ・危険物保安等における各種手続の電子申請化

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナートにおける事故防止及び被害軽減のための検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織等の技能や士気の向上を図った。

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行った。

(5) 産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公

共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施した。

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査等及び保安教育指導並びに地方公共団体等担当者に対する研修等を行った。

(7) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査

経済産業省においては、石油精製プラント・ガス設備等における事故の減少を実現し、ひいては石油・ガス等の安定的な供給の確保へとつなげることを目指すため、石油・ガスに係る事故を未然に防止するとともに、産業保安法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うための事業を実施した。

(8) 都市ガス分野における災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

経済産業省においては、災害時連携計画の効果高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化するため、災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部の補助を行った。

(9) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、危険物を海上輸送する際の安全確保のため、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価・検討を行うとともに、危険物を運送する船舶に対して、運送前の各種検査及び立入検査を実施した。

(10) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、ふくそう海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、危険物専用の岸壁や棧橋における安全な荷役等について指導し、安全防災対策を推進した。また、船舶所有者、施設の設置者及び管理者に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導した。

(11) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を実施した。

(12) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備した。

(13) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、関係行政機関等の協力を得て国内の各種分野の専門家等に関する情報を一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供し得る体制を確保した。

9 原子力災害

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時に対応を行う防災業務関係者に対して、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進した。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究等を実施した。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示した。

(3) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に

対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質輸送の作業従事者等に対し、当該輸送に関する法令及び専門的知識等に係る講習会を実施した。

(5) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、国が実施する原子力総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施した。

(6) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施した。

9-2 防災施設設備の整備

原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な資機材等の整備支援、地方公共団体での防災訓練の実施等による緊急時対応の高度化・普及等の支援などを行った。

また、緊急時避難円滑化事業により避難の円滑化を推進した。

(2) 放射線防護対策等の推進

内閣府においては、無理な避難をすることでかえって健康リスクが高まる要配慮者等が、避難の準備が整うまでの間、一時的に屋内退避を安全に行うために、病院、社会福祉施設等に対

する放射線防護対策の支援等を実施した。また、大規模な自然災害と原子力災害との複合災害時において、孤立するおそれのある指定避難所への備蓄物資の補強を実施した。

(3) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染の資機材の相互融通に係る体制づくりの支援として、避難退域時検査及び簡易除染の資機材の効率的な相互融通に当たって、自治体を含む関係機関間で平時に確認を行う事項の例を整理した。

(4) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催や、「食品と放射能Q&A」による情報提供等を行った。

(5) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、風評被害の払拭のため、地方消費者行政強化交付金により、地方公共団体の取組を支援した。

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の地方公共団体への貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催した。

(6) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を行った。

(7) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質等の災害に対する防災訓練の指導等を行った。

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、「第12次船員災害防止基本計画」(令和5年1月策定)に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員労働災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行った。

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、「第14次労働災害防止計画」(令和5年3月策定)に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。化学プラント等における爆発火災災害の防止、自然災害に伴う道路復旧工事等における土砂崩壊災害などの労働災害の防止を図った。

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」(昭和24年法律第70号)及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」(昭和48年法律第26号)に基づき、立入検査等を行った。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気・ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査等を行った。

(5) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の体制を整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（P S C）を的確に実施した。

第4章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、令和5年7月の大雨等による被害や気候変動の影響を踏まえ、令和5年度補正予算と一体として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、国土強靱化のための治水対策等を着実に進めるとともに、令和6年度に厚生労働省より移管された水道整備・管理行政について、上下水道一体の機能強化を推進した。

(1) 流域治水の加速化・深化

(再掲 第3章4-3 (10))

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大する等、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」を推進した。

(2) インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを推進した。

(3) 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進

流域に関する様々なデジタルデータの取得、取得したデータの蓄積・共有及び知りたいことが一目で分かるようなデータの分析・可視化に関する技術開発を行い、流域治水の自分事化、インフラの整備・管理及び防災対策の省人化・高度化を推進した。

2 治山事業

(再掲 第3章2-2 (10)、3-2 (2)、4-2 (1)、5-2 (2)、6-2 (3))

農林水産省においては、大雨の激化・頻発化等により、激甚な山地災害が発生していること

を踏まえ、山地災害の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち治山対策を推進した。具体的には、流域治水の取組と連携しつつ、山地災害危険地区等において、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化を図るための治山施設の設置等、荒廃森林の整備及び海岸防災林の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化推進等のソフト対策を一体的に実施することにより、地域の安全・安心の確保を図った。

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施した。

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

継続16地区及び新規1地区について、民有林直轄治山事業を実施した。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続7地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施した（後掲 第4章3-1 (1)）。

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山新技術等推進調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施した。

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や公益的機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施した（後掲 第4章3-1 (2)）。

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

- ・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施した。

- ・直轄地すべり防止事業

(再掲 第4章2-2(1))

- ・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

(2) 補助事業

- ・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施した。

- ・地すべり防止事業

(再掲 第4章2-2(2))

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区において事業を実施した。

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、地すべりによる人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が指定する急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設の整備や、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備等を支援した。

5 海岸事業

(再掲 第3章2-2(12)、3-2(4)、4-2(2))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

- ・国営総合農地防災事業

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(2) 補助事業

- ・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施した。

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施した。

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待で

きないと認められた場合に、災害復旧事業と合併して新設又は改良事業を実施した。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行ったほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施した。

(3) 環境省所管事業

環境省においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、自然公園等施設における事前防災対策を実施した。

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

- ・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施した。

- ・地盤沈下対策事業

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進する事業を実施した。

- ・地下水位観測調査

「工業用水法」（昭和31年法律第146号）に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、水準測量や人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析を実施し、地方公共

団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握するとともに、地下水データの整理・分析を行い、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行った。また、今後の地下水位観測、地盤変動観測等の観測手法の効率化・高度化の検討を行った。

さらに、地下水行政関係者が収集・整理する地下水データを相互に活用する地下水データベースの保守・運用、修正等を行った。

(5) 地下水・地盤環境対策

環境省においては、全国から地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を公表した。また、地盤沈下を防止しつつ、地中熱等で需要が高まっている地下水利用に対応するため、持続可能な地下水の保全と利用の両立を推進するための方策について調査・検討を行った。

9 下水道における浸水対策

（再掲 第3章4-2（11））

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、492億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）を措置した。また、地方公共団体が単独で実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、753億円の一般事業債（河川等事業）を措置した。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携しつつ、緊急に実施する自然災害を防止するための社会基盤整備や流域治水対策に

関する地方単独事業について、4,664億円の緊急自然災害防止対策事業債を措置した。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川や防災重点農業用ため池等の浚渫について、1,211億円の緊急浚渫推進事業債を措置した。

(2) 保安林等整備管理費

農林水産省においては、「全国森林計画」（令和5年10月13日閣議決定）等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。また、鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山における坑廃水処理施設の災害対策事業について補助を行った。

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進した。

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施及びそれに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進した。また、地域鉄道において、広域的・戦略的なインフラメンテナンス実現に向け、鉄道事業者の技術力向上及び業務体制の再構築を推進した。

(6) 防災・減災対策等強化事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域や事前防災・減災対策を図る必要の生じた地域等76地区において、緊急的かつ機動的に予算を配分し、住民等の安全・安心の確保を図った。

(7) 港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、「第2次国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（令和3年6月18日策定）を踏まえた予防保全型の取組への転換を加速するため、新技術の活用を推進するなどして、計画的・集中的な老朽化対策を進めた。

(8) 海岸保全施設の老朽化対策

農林水産省及び国土交通省においては、急速に進行する海岸保全施設の老朽化に対処するため、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策を集中的かつ計画的に推進した。

(9) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、一般廃棄物処理施設の老朽化等による全国的な更新需要の集中によって、地域でのごみ処理能力の不足及び事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保した。

(10) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設である合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行った。

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 令和6年(2024年)7月10日からの大雨に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ18人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、中国四国地方環境事務所の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、警察活動に関する調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和6年7月10日からの梅雨前線による大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、ドローン等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対

策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-2 令和6年(2024年)7月25日からの大雨に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ432人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、東北地方環境事務所の職員及び人材バンク登録支援員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和6年7月25日からの大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治

体の支援に努めた。

1-3

令和6年(2024年)台風第10号に対してとった措置**(1) 農林水産省における対応**

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ68人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、地方環境事務所(関東、中国四国、九州)の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、特定災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和6年台風第10号についての警戒情報」を発出、台風第10号に関する関係閣僚会議及び特定災害対策本部会議の情報を提供し、災害対応に万全を期すよう呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、特定災害対策本部を設置し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排

水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-4

令和6年(2024年)9月20日からの大雨に対してとった措置**(1) 農林水産省における対応**

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ787人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、本省及び中部地方環境事務所の職員、D.Waste-Netの専門家を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対し「令和6年9月20日からの大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

さらに、石川県知事からの要請に基づき、緊急消防援助隊を派遣するとともに、消防庁職員を派遣した。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次

災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-5

令和6年(2024年)11月9日からの大雨に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被災状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ6人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、九州地方環境事務所の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被災状況の把握に努めた。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-6

令和7年(2025年)岩手県大船渡市等の林野火災に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡

室及び林野火災対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ117人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、東北地方環境事務所の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被災状況の把握に努めた。岩手県大船渡市の林野火災においては延べ45人、愛媛県今治市の林野火災においては延べ9人の消防庁職員が、被災した地方公共団体等へ派遣され、被害情報の収集や共有、関係機関との連絡調整等の業務に従事した。

1-7

その他の災害に対してとった措置

(1) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和6年度に発生した災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行った。

(2) 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担した。

(3) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行った。

(4) 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、「消防組織法」第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、同法第49条の規定に基づき負担した。

(5) 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

厚生労働省においては、「感染症の予防及び

感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に基づき、都道府県等が行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒や害虫駆除等に要する費用について負担した。

(6) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(7) 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上した。

津波警報・注意報の発表回数

(令和6年4月から令和7年3月) (気象庁)

大津波警報 (発表総数)	津波警報 (発表総数)	津波注意報 (発表総数)
0	1	3

緊急地震速報(警報・予報)の発表回数

(令和6年4月から令和7年3月) (気象庁)

緊急地震速報(警報)		緊急地震速報(予報)
地震動特別警報 (発表総数)	地震動警報 (発表総数)	地震動予報 (発表総数)
3	8	849

※平成25年8月30日以降、緊急地震速報(震度6弱以上)が特別警報と位置付けられている。

※令和5年2月1日以降、長周期地震動階級4が予想される場合も特別警報と位置付けられている。

噴火警報・予報の発表回数

(令和6年4月から令和7年3月) (気象庁)

噴火警報(居住地域) (発表総数)	噴火警報(火口周辺) 噴火警報(周辺海域) (発表総数)	噴火予報 (発表総数)
0	10	5

令和6年度災害派遣の実績

区分	件数	のべ現地活動人員	のべ車両 (両)	のべ航空機 (機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震等	11	約46,000	約3,100	約890	-
急患輸送	318				
捜索救助	2				
消火活動	34				
その他	12				
合計	377	約46,000	約3,100	約890	-

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

治山施設について、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

- ・補助事業

治山施設について、令和2年災害、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、令和3年災害の復旧を完了し、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、道路及び港湾施設について、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害、令和元年災害、令和2年災害、令和3年災害、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害に係る復旧事業を実施した。

- ・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成30年災害、令和元年災害、令和2年災害、令和3年災害、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害の復旧事業を実施した。また、市町村が行う堆積土砂排除事業及び火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道、宅地等に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

「土地改良法」(昭和24年法律第195号)に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設並びに国有林野事業(治山事業を除く。)に係る林道施設等について、令和3年災害、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

- ・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が実施する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図った。

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

(再掲 第3章2-2(4))

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(3) 私立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた私立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(4) 公立社会教育施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立社会教育施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(5) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を

行った。

2-4 厚生施設災害復旧事業

厚生労働省においては、令和6年災害等に係る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 工業用水道施設災害復旧事業

経済産業省においては、工業用水道施設に係る災害について所要の復旧事業に対して補助を行った。

(2) 公営住宅等災害復旧事業

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、令和元年から令和6年の災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

(3) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

厚生施設等災害復旧事業（令和6年度決算額）

厚生労働省においては、令和6年災害等に係る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

（単位：千円）

項目	区分	6年度決算額 (一般会計分)	6年度決算額 (復興特会分)	合計
社会福祉施設		1,073,910	0	1,073,910
医療施設		1,010,854	0	1,010,854
うち	公的医療機関施設	128,216	0	128,216
	政策医療実施機関施設	837,526	0	837,526
	医療関係者養成施設	1,155	0	1,155
	看護師宿舎	22,856	0	22,856
	その他	21,101	0	21,101
保健衛生施設		144,709	678,993	823,702
合計		2,229,473	678,993	2,908,466

(4) 海上保安施設の災害復旧事業

海上保安庁においては、災害により被害を受けた海上保安施設について、災害復旧事業を実施した。

(5) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、被災した中小・小規模事業者及び農林漁業者に対し災害融資を行った。

(2) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

地方長期資金等の貸付
財政融資資金

(単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	239,087,300
東日本大震災復旧・復興事業分	0
合 計	239,087,300

(3) 日本私立学校振興・共済事業団の融資
(私立学校施設)

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講じた。

(4) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講じた。

(5) 株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）による融資

株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者等の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者等の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）の融資
(6年度)

(単位：件、千円)

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	5	46,400
令和2年7月3日からの大雨による災害	5	44,000
令和4年台風第14号による災害	—	—
令和4年台風第15号による災害	—	—
令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害	—	—
令和5年7月7日からの大雨による災害	2	6,000
令和5年台風第13号による災害	—	—

令和6年能登半島地震による災害	1,140	7,990,400
令和6年7月9日からの大雨災害	—	—
令和6年7月25日からの大雨	8	64,000
令和6年台風第10号に伴う災害	38	251,700
低気圧と前線による大雨に伴う災害	2	6,100
令和6年11月8日からの大雨	2	30,000
令和6年12月28日からの大雪	2	20,000
令和7年2月4日からの大雪	2	7,350
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	—	—
令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪	—	—
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災	—	—
令和7年3月23日に発生した林野火災	—	—
合計	1,206	8,465,950

(6) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資

株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資
(6年度)

(単位：件、百万円)

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	—	—
令和2年7月3日からの大雨による災害	—	—
令和4年台風第14号による災害	—	—
令和4年台風第15号による災害	—	—
令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害	—	—
令和5年7月7日からの大雨による災害	—	—
令和5年台風第13号による災害	—	—

令和6年能登半島地震による災害	42	2,600
令和6年7月9日からの大雨災害	—	—
令和6年7月25日からの大雨	2	56
令和6年台風第10号に伴う災害	—	—
低気圧と前線による大雨に伴う災害	—	—
令和6年11月8日からの大雨	—	—
令和6年12月28日からの大雪	—	—
令和7年2月4日からの大雪	—	—
令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪	—	—
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	—	—
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災	—	—
令和7年3月23日に発生した林野火災	—	—
合計	44	2,656

(7) 被災農林漁業者に向けた災害関連資金の融通

金融機関は、被災農林漁業者等に対して災害関連資金を融通しており、甚大な自然災害に係る当該災害関連資金について、金利負担を貸付当初5年間等軽減する措置を講じた。また、農業信用基金協会等は被災農林漁業者等の資金の借入れに対して保証を行っており、甚大な自然災害に係る当該資金について、保証料を保証当初5年間免除する措置を講じた。

(8) 株式会社商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(9) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

通常の見積り限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号については、「災害救助法」が適用された時点で発動を

決定するなど、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業者の一層の安全・安心を確保した。

また、激甚災害の指定を受けた災害について一定の要件を満たした場合、通常の見積り限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

信用保証協会による信用保証の特例措置（令和6年度） （単位：件、百万円）

災害名	セーフティネット保証 4号・災害関係保証等	
	件数	金額
東日本大震災	2,135	59,139
令和2年7月3日からの大雨による災害	2	74
令和4年台風第14号による災害	2	26
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	—	—
令和5年6月29日からの大雨による災害	—	—
令和5年7月7日からの大雨による災害	1	6
令和5年台風第6号による災害	—	—
令和5年台風第13号による災害	—	—
令和6年能登半島地震	3,225	65,746
令和6年7月9日からの大雨災害	5	18
令和6年7月25日からの大雨にかかる災害	19	366
令和6年台風第10号に伴う災害	50	1,174
低気圧と前線による大雨に伴う災害	3	27
令和6年11月8日からの大雨にかかる災害	—	—
令和6年12月28日からの大雪にかかる災害	1	10
令和7年2月4日からの大雪に係る災害	—	—
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	2	65
令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害	—	—
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災に係る災害	—	—
令和7年3月23日に発生した林野火災に係る災害	—	—
合計	5,445	126,652

(10) 災害復旧高度化事業

都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する事業に対して、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

(11) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」の適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金のうち、一定の範囲内で融資を行った。

(12) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行った。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」(昭和41年法律第73号)に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和6年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆6,586億円と定めて実施した。

(2) 農業保険

農林水産省においては、「農業保険法」(昭和

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害関連経費	99,217	66,454	165,671

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	94,095	45,482	139,577

22年法律第185号)に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補填する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施した。

(3) 漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・「漁業災害補償法」(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。
- ・「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。

(4) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)に基づき、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、森林災害に関する森林保険業務を実施した。

3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政措置を行った。

c 普通交付税の繰上交付の状況 (単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
令和				
6.7.18	市町村分	1,258	1	令和6年7月9日からの大雨
6.8.1	市町村分	8,116	14	令和6年7月25日からの大雨
6.8.5	市町村分	416	3	令和6年7月25日からの大雨
6.9.9	市町村分	23,317	34	令和6年台風第10号
6.9.30	市町村分	2,608	6	令和6年9月20日からの大雨
6年度計	県分	0	0	
	市町村分	35,715	58	
	合計	35,715	58	

(2) 災害関係地方債の発行（予定）額状況（通常収支分）

d 特別交付税の繰上交付の状況（単位：百万円）

（単位：百万円）

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
令和 7.1.22	市町村分	16,638	124	令和6年12月28日からの大雪
6年度計	県分	0	0	
	市町村分	16,638	124	
	合計	16,638	124	

区分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分計	合計
現年補助・直轄災害復旧事業	94,897.5	2,323.2	27,220.7	29,543.9	124,441.4
過年補助・直轄災害復旧事業	37,710.0	710.1	7,916.0	8,626.1	46,336.1
現年一般単独災害復旧事業	30,133.0	3,880.5	32,807.1	36,687.6	66,820.6
過年一般単独災害復旧事業	1,773.9	480.0	7,438.7	7,918.7	9,692.6
歳入欠かん等債	2,402.0	2,779.7	107,366.0	110,145.7	112,547.7
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	0.0	488.4	488.4	488.4
農地等小災害復旧事業	0.0	0.0	864.8	864.8	864.8
地方公営企業等災害復旧事業	452.0	852.5	8,846.6	9,699.1	10,151.1
火災復旧事業	0.0	235.9	224.2	460.1	460.1
合計	167,368.4	11,261.9	193,172.5	204,434.4	371,802.8

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）の補助を行った。

(2) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じた。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」（平成7年法律第14号）に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る

地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(2) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

4-3 東日本大震災に関する復興対策

(1) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

(2) 復興庁における対応

復興庁においては、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業

(なりわい)の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興等に関し、東日本大震災からの復興対策に係る経費を一括して計上した。

復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への支援の継続に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

(3) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分した。

(4) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、「法テラス災害ダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」により、原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。

(5) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行った。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

(6) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、全国の法務局及び人権擁護委員）が、震災等の災害に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施した。

(7) 農林水産省の対策

農林水産省においては、引き続き、東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組

として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・災害復旧等事業
- ・森林整備事業
- ・災害関連融資
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業
- ・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業
- ・農畜産物放射性物質影響緩和対策事業
- ・福島県農林水産業復興創生事業
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業
- ・特用林産施設体制整備復興事業
- ・水産業復興販売加速化支援事業
- ・農林水産分野の先端技術展開事業
- ・安全な木材製品等流通影響調査・検証事業
- ・福島県営農再開支援事業

(8) 経済産業省の対策

経済産業省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金（地域復興実用化開発等促進事業）
- ・福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業
- ・福島医薬品関連産業支援拠点化事業
- ・福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業
- ・原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
- ・地域の魅力等発信基盤整備事業
- ・放射線量測定指導・助言事業
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金
- ・中小企業再生支援事業
- ・東日本大震災復興特別貸付等
- ・福島再生加速化交付金

- ・福島国際研究教育機構関連事業

(9) 厚生労働省の対策

厚生労働省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進事業
- ・医療保険者等への財政支援措置
- ・東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置
- ・東日本大震災の避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置
- ・生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付等
- ・長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業
- ・医療・介護保険料等の収納対策等支援事業
- ・障害福祉サービスの事業再開支援事業
- ・災害復旧等事業

(10) 国土交通省の対策

国土交通省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・災害復旧等事業
- ・地域公共交通確保維持改善事業
- ・福島県における観光関連復興支援事業
- ・国営追悼・祈念施設整備事業
- ・災害公営住宅家賃低廉化事業
- ・東日本大震災特別家賃低減事業
- ・ブルーツーリズム推進支援事業
- ・福島再生加速化交付金
- ・社会資本整備総合交付金

4-4

平成28年(2016年)熊本地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・宅地耐震化の推進
被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。
- ・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進
熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援した。

4-5

平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年7月九州北部豪雨を含む平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月7日からの大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-6

平成30年(2018年)7月豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年7月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた広島県において土砂災害対策を集中的に行った。

4-7

平成30年（2018年）台風第21号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 治山事業
- ・ 森林整備事業

4-8

平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 治山事業
- ・ 森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・ 宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

4-9

平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 治山事業
- ・ 森林整備事業

4-10

令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 災害復旧事業
被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。
- ・ 治山事業
- ・ 森林整備事業

4-11

令和元年（2019年）房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 治山事業
- ・ 森林整備事業

4-12

令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・ 治山事業
- ・ 森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・ 治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県において土砂災害対策を集中的に行った。

- ・ 道路事業

広範囲で浸水による道路損傷が発生した国道349号において、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）に基づく直轄権限代行による復旧工事を引き続き実施した。

4-13

令和2年（2020年）7月豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・ 治山事業
- ・ 森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進
再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策を行うとともに、長野県において土砂災害対策を支援した。

- ・道路事業
豪雨により流出した熊本県の球磨川沿いの橋梁10橋を含む国道219号や県道等の約100kmにおいて、「道路法」(昭和27年法律第180号)に基づく直轄権限代行による復旧工事を引き続き実施した。

- ・宅地耐震化の推進
被災宅地の現地再建及び再度災害防止を目的に、大規模な豪雨災害による浸水被害を受けた熊本県八代市等において、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを支援した。

- ・被災鉄道の復旧支援
鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

(3) 経済産業省の対策

経済産業省においては、被害を受けた事業者に対し、以下の事業を実施した。

- ・なりわい再建支援事業
甚大な被害を受けた地域(熊本県)を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-14

令和2年(2020年)台風第10号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-15

令和3年(2021年)福島県沖を震源とする地震に関する復興対策

経済産業省の対策

経済産業省においては、以下の事業を実施した。

- ・中小企業施設等災害復旧費補助金(グループ補助金)

令和3年福島県沖地震により甚大な被害を受けた地域(岩手県、宮城県及び福島県)を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-16

令和3年(2021年)7月1日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-17

令和3年(2021年)8月の大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進
国土交通省においては、甚大な被害を受けた広島県において、土砂災害対策を集中的に行った。

4-18

令和4年(2022年)福島県沖を震源とする地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・森林整備事業

(2) 経済産業省の対策

経済産業省においては、以下の事業を実施した。

- ・中小企業施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）

令和4年福島県沖地震により甚大な被害を受けた地域（岩手県、宮城県及び福島県）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

(3) 国土交通省の対策

- ・道路事業

国土交通省においては、地震により被災した福島県の国道399号伊達橋において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

4-19

令和4年（2022年）低気圧や前線による大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた宮城県等において治水対策を行った。

4-20

令和4年（2022年）8月3日からの大雨等に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行った。

4-21

令和4年（2022年）台風第14号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・道路事業

国土交通省においては、台風により被災した熊本県の県道覚井一武線球磨大橋において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

4-22

令和4年（2022年）台風第15号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-23

令和5年（2023年）石川県能登地方を震源とする地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 経済産業省の対策

経済産業省においては、令和5年石川県能登地方を震源とする地震により、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（石川県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-24

令和5年（2023年）梅雨前線による大雨及び台風第2号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた埼玉県等において治水対策を行った。

4-25

令和5年（2023年）梅雨前線による大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた福岡県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

4-26

令和5年（2023年）7月15日からの梅雨前線による大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた秋田県等において治水対策を行った。

(3) 経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（秋田県、石川県及び福岡県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-27

令和5年（2023年）8月3日からの前線による大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・森林整備事業

4-28

令和5年（2023年）台風第6号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-29

令和5年(2023年)台風第7号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進
国土交通省においては、甚大な被害を受けた京都府において、土砂災害対策を支援した。

4-30

令和5年(2023年)台風第13号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・被災鉄道の復旧支援
国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

(3) 経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（福島県及び茨城県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-31

令和6年(2024年)能登半島地震に関する復興対策

(1) 日本司法支援センター(法テラス)における復興対策

日本司法支援センター(法テラス)においては、被災者への法的支援として、「法テラス災害ダイヤル(0120-078309(おなやみレスキュー))」により、地震災害に起因する生活上のトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。また、政令による指定を踏まえ、「総合法律支援法」(平成16年法律第74号)に基づく被災者法律相談援助(弁護士等への資力を問わない法律相談)などの業務を実施した。

(2) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(3) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進
再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において、治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行った。

・道路事業

地震により被災した能越自動車道(国管理区間)や国道8号の復旧を実施したとともに、能越自動車道(石川県管理区間)及び国道249号沿岸部において、「道路法」に基づく直轄権限代行を実施した。

・宅地耐震化の推進

被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

・復興まちづくりの推進

被災市町における早期復興に向け、住民意向調査等の直轄調査を実施し、被災市町が作成する復興まちづくり計画の策定を支援した。

・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

- ・観光復興に向けた支援

北陸4県での「北陸応援割」の実施等により、宿泊施設が通常通り営業可能な地域への風評被害を払拭し、旅行需要を下支えした。

(4) 経済産業省の対策

経済産業省は、被害を受けた事業者に対し、以下の事業を実施した。

- ・なりわい再建支援事業
- ・地域商業機能複合化推進事業（被災商店街等再建支援事業）
- ・伝統的工芸品産業災害復興事業

4-32 令和6年（2024年）豊後水道を震源とする地震に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

4-33 令和6年（2024年）5月27日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

4-34 令和6年（2024年）6月17日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

4-35 令和6年（2024年）6月21日からの梅雨前線による大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・道路事業

国土交通省においては、大雨により被災した鹿児島県の国道226号や宮崎県の国道220号において、復旧工事を実施した。

4-36 令和6年（2024年）7月10日からの大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・道路事業

国土交通省においては、大雨により被災した鹿児島県の国道3号において、復旧工事を実施した。

4-37 令和6年（2024年）7月25日からの大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた山形県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

- ・道路事業

大雨により被災した北海道の国道277号、山形県の東北中央自動車道や国道47号等において、復旧工事を実施した。

- ・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

(3) 経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（山形県及び秋田県）を対象に、小規模事業者等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-38

令和6年（2024年）宮崎県日向灘を震源とする地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・道路事業

国土交通省においては、地震により被災した宮崎県の国道220号において、復旧工事を実施した。

4-39

令和6年（2024年）台風第5号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

4-40

令和6年（2024年）台風第10号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた大分県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

- ・道路事業

大雨により被災した神奈川県の国道246号や山梨県の中部横断自動車道において、復旧工事を実施した。

4-41

令和6年（2024年）9月20日からの大雨に関する復興対策

(1) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、被災者への法的支援として、「法テラス災害ダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」により、豪雨災害に起因する生活上のトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。また、政令による指定を踏まえ、「総合法律支援法」に基づく被災者法律相談援助（弁護士等への資力を問わない法律相談）などの業務を実施した。

(2) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(3) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行った。

- ・道路事業

大雨により被災した石川県の国道249号沿岸部において、「道路法」に基づく直轄権限代行を実施した。

4-42

令和6年(2024年)11月1日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

4-43

令和6年(2024年)11月9日からの大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・道路事業

国土交通省においては、大雨により被災した沖縄県の国道58号において、復旧工事を実施した。

4-44

令和7年岩手県大船渡市の林野火災に関する復興対策

(1) 国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた岩手県において、土砂災害対策を支援した。

(2) 経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県(岩手県)を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-45

その他の災害に関する復興対策

(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日策定)に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

(2) 令和3年(2021年)5月豪雨に関する復興対策

国土交通省においては、豪雨により被災した岐阜県の県道松原芋島線川島大橋において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

(3) 令和5年(2023年)12月地すべり災害に関する復興対策

国土交通省においては、地すべりにより被災した奈良県の国道169号において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

第6章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開及びアジア地域等における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進した。

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」が国内外において定着し、着実に実施されるよう、我が国の取組を共有するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」の定着に資する国際防災協力を実施した。

(3) 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関(IAEA)の国際基準等や諸外国の制度・運用の調査・研究等を実施した。

(4) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、地上デジタルテレビ放送日本式の災害情報機能である緊急警報放送システム(EWBS)、モバイルネットワークを通じて特定エリアの携帯電話に緊急警報を一斉配信するセルブロードキャストサービス(CBS)、初期微動を検知し主要動到達の数十秒前に震源地及びマグニチュード等を計算する早期地震検知・解析技術等の日本の防災ICTシステム普及に係る調査・実証・導入の協力を行った。

(5) 消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行った。

(6) 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等との海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図った。

(7) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催など、教育訓練の一層の充実を図った。

(8) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関(UNDRR)への拠出等を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所(OCHA)の活動等を支援した。

(9) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な枠組みを通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献した。

(10) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開を進めるため、国連における防災と水に関する国際会議等の活動を支援した。

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星

画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供した。

(13) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」への参画や、各国関係機関との油防除に関するオンライン会議システムを利用した会議及び訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進した。

2 二国間協力

(1) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを、主にASEAN諸国を対象に開催し、消防防災能力の向上を図った。

(2) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等において、日本企業による消防用機器等の紹介・展示の場を設け、我が国企業と相手国消防防災関係者との関係構築を図った。

(3) 「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」の防災分野における活用

外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連

携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するSATREPSを通じて、防災分野における協力を行った。

(4) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、「防災協働対話」など両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する取組を引き続きインドネシア、ベトナム、フィリピン、トルコなどで実施した。また、新興国等を対象に、両国の近年の水害の状況、河川管理の体制、洪水対策等について情報交換や、今後の防災分野の協力に向けた意見交換を行うための会議を開催した。さらに、平成26年6月に設立した産学官の協力体制を構築する組織である「一般社団法人日本防災プラットフォーム」を活用した。

くわえて、日本が優位性を持つ衛星による観測・予測、氾濫解析等の技術を活用し、アジア太平洋地域等を対象に水害リスク評価等を実施するとともに、水害リスクマップの試作を行った。

また、水防災に関する国際標準形成を推進するため、上記も含む二国間会議や国際会議の場を通じた調整を実施した。

国土地理院においては、「天然資源の開発利用に関する日米会議（UJNR）」地震調査専門部会を国内開催し、災害被害の軽減等に関する科学的な知見の米国との共有等を行った。